

平成 23 年 3 月 2 0 日

社会福祉法人「長尾福社会」行動計画

社会福祉法人長尾福社会は職員の家庭生活と仕事の両立について支援し、安心して職務に取り組むことができる職場環境づくりを行う。

1. 計画期間 平成 23 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日

2. 内容

目標①介護・子育て期の職員について短時間勤務制度を拡充する。

平成 23 年 4 月～・1 日の労働時間を 6 時間までまたは 1 週間の労働時間を 4 日まで短縮できるようにし、職員の介護や子育て事情に応じた制度を構築、運用する。

・対象者は要介護認定を受けた家族や小学校 3 年生までの子を養育しており、介護や子育ての事情がある職員を対象とする。

目標②安心して育児しやすい環境づくりを行う。

平成 23 年 4 月～・男性職員についても育児休業を習得できること等、育児休業制度全般について職員会議等を通じて職員に理解してもらう。

・妊産婦である職員より申し出があった場合、代替え業務を設けるや配置転換等の配慮を行うよう努める。

目標③次世代の育成支援を積極的に行う。

平成 23 年 4 月～・就職体験や短期間トライアル雇用を行い、仕事に対するマッチングから雇入れに至るまでの支援の実施。

目標④年次有給休暇の取得率を向上させる。

平成 23 年 4 月～・時間単位による取得も奨励する。

・計画期間最終年度までに 10%向上を目標とする。